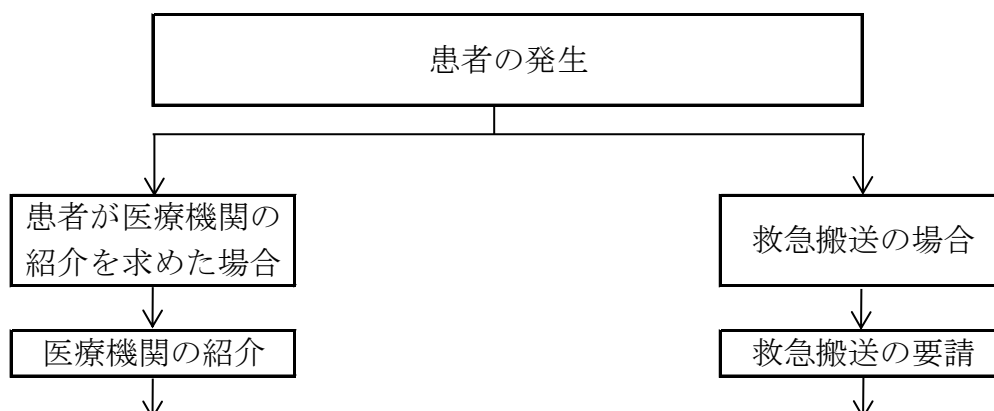


## 患者が発生した場合の手順（宿泊施設）



(1) 「医療機関受診記録」（宿泊施設用）（様式第1号③）を患者関係者等に記入してもらう。

記入が困難な場合は、聞き取りによる代筆を行う。

(2) 「医療機関受診結果報告先について」（様式第8号）を配付し、患者関係者等に医療機関への同行並びに下記事項を依頼する。

ア 医療機関の受診後の状況及び処置結果について、救護本部へ連絡すること。

イ 選手・監督が救急搬送される場合、所属する都道府県選手団本部にも連絡すること。

※ 救護本部及び各都道府県選手団本部の連絡先を患者関係者等に伝える。

(3) 患者が高校生の場合、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」の請求に係る申請書類（3枚1綴）を交付する。

・医療等の状況（別紙3（1））

・医療等の状況（接骨院等用）（別紙3（3））

・調剤報酬明細書（別紙3（7））

(1) 患者の搬送後、「医療機関受診記録」（様式第1号③）を基に、「医療機関受診連絡票」（様式第3号②）を作成し、速やかに救護本部へFAX等で提出する。

（個人情報保護の観点から本部記入欄は未記入）

※ FAX等の設備がない場合は、作成した「医療機関受診記録」（様式第1号②）の内容を電話で伝え、救護本部で転記する。

(2) 「医療機関受診連絡票」（様式第3号②）の内容について、配宿センターへ電話連絡を行う。

(3) 本部記入欄の内容について、電話で救護本部に伝える。